



農業～

～次代につなぐ、人、まち、

概要版

松戸市 都市農業 振興計画

2019年（平成31年）3月
松戸市



1 策定の趣旨と位置づけ

■ 策定の趣旨と位置づけ

松戸市は、大都市周辺で行われる近郊農業地帯として発展していましたが、都市化が進む中で、農地が都市施設や宅地等に変わり、人口約49万人を抱える都市に発展してきました。一方で、農業従事者の高齢化、担い手や後継者不足が深刻化していますが、他方で、農業が担う役割である農産物の供給のほか、都市の中の貴重な緑地や防災機能など、都市農業の有する多面的機能の重要性が認識されてきています。このような中、2015年、「都市農業振興基本法」が制定、2016年に「都市農業振興基本計画」が策定されました。

松戸市では、都市農業振興基本計画の主旨を踏まえ、都市農業の有する多様な機能の発揮を通じて、良好な都市環境の形成に資することを目的に、市内全域で営まれている農業を都市農業と位置づけ、本市農業の持続的な振興に関する「松戸市都市農業振興計画」を策定します。

＜松戸市都市農業振興計画の位置づけ＞



■ 計画期間

2019年度から2028年度までの10年間です。なお、経済・社会情勢の変化や施策の進捗状況等により、中間年である5年を目途に見直しを行うものとします。

【松戸市の実情に合った多様な役割例について】

○新鮮な農産物の供給

消費者が求める地元産の新鮮な農産物を供給する役割

○都市住民の農業への理解の醸成

身近に存在する都市農業を通じて都市住民の農業への理解を醸成する役割

○農業体験・学習、交流の場

都市住民や学童の農業体験・学習の場及び生産者と都市住民の交流の場を提供する役割

○良好な景観・生活環境の形成

緑地空間や水辺空間を提供し、都市住民の生活に「やすらぎ」や「潤い」をもたらす役割

○生きがい・機能回復の場

農作業の場となり、生きがい作りに貢献し、野菜等や自然とかわることで社会生活における健康の回復を図る役割

○災害時等の防災機能

火災時における延焼の防止や地震時における避難場所、仮設住宅建設用地のための防災機能としての役割

2 松戸市の農業

■ 松戸市の農業

松戸市の農業は、市全域が都市計画区域であり、市街化調整区域内農地と市街化区域内農地の両方の農地で農業を営んでおり、耕地面積に対して農業産出額が多い高付加価値な農業経営となっています。松戸産農産物ブランドシンボルマーク「みのりちゃん」を活用して、安全・安心な農産物、環境にやさしい農業を推進しており、松戸産農産物のブランド化に取り組んでいます。

■ 松戸市の主な農産物

「矢切ねぎ」、「あじさいねぎ」は、松戸市を代表するブランド農産物となっており、市場からも高い評価を得ています。また、「あじさいねぎ」を使用した加工品が開発されるなど、6次産業化の取り組みも行われています。近年は、千葉県内でも有数の生産量である「えだまめ」のブランド化に取り組み、生産量が増加しているほか、梨、ほうれんそう、キャベツ、かぶ、だいこん、トマト、いちごなど、様々な農産物が生産されています。

<松戸市の主な農産物の紹介>



<矢切ねぎ>

矢切地区で生産されている“ねぎ”で、1870年頃(明治3年)から栽培されています。矢切ねぎの特徴は、白身が長く、太く、旨味があり「焼いてよし、鍋でよし」と言われる高級ねぎです。



<あじさいねぎ>

小金地区で生産されている葉ねぎで、1975年以降(昭和50年代)に本格的に生産されるようになりました。あじさいねぎは、どんな食材にも合うので、多彩な料理に使用できることや加工品も販売されています。



<松戸の梨>

明治時代から梨の特産地で、二十世紀梨の原産地として知られています。現在、市内では幸水、豊水、あきづき、かおりなど、多数の品種が栽培されています。8月中旬から10月中旬頃まで収穫することができ、毎年観光梨園には、みずみずしい梨を求めて、たくさんの家族連れや団体が訪れ、賑わいます。



<松戸えだまめ>

県内でも有数の枝豆生産地です。市内全域で、茶豆系、青豆系の多品種の枝豆が積極的に栽培されています。市では、安全・安心な枝豆の生産と供給を拡大するため、ブランド化を推進しており、出荷規格、鮮度管理、生産管理等の一定の基準を満たした松戸産の枝豆を「松戸えだまめ」と呼んでいます。

■ 数字で見る松戸市の農業

<総農家数の推移(担い手)>

総農家数は、2005年906戸から、2015年768戸と減少しています。

農業者アンケートより、農業者の約45%が、農業後継者はいないと回答しています。



<経営耕地面積の推移（農地）>

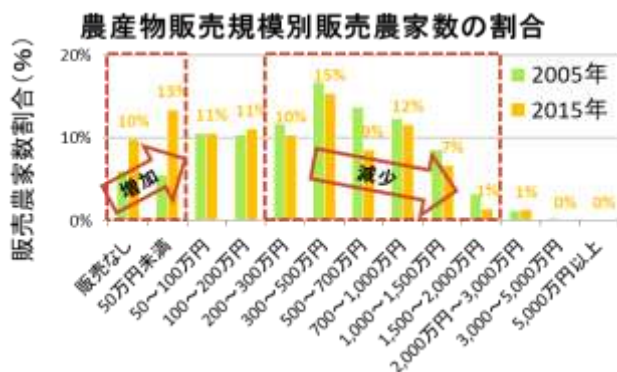
経営耕地面積は、2005年685haから、2015年565haと減少しています。

農業者アンケートより、農業者の約33%が、耕作放棄地になる可能性のある農地があると回答しています。



<農産物の年間販売規模（経営環境）>

農産物販売規模別販売農家数の割合は、2005年から2015年の間で販売規模の大きな農家割合が減少し、販売規模の小さい農家割合が増加しています。

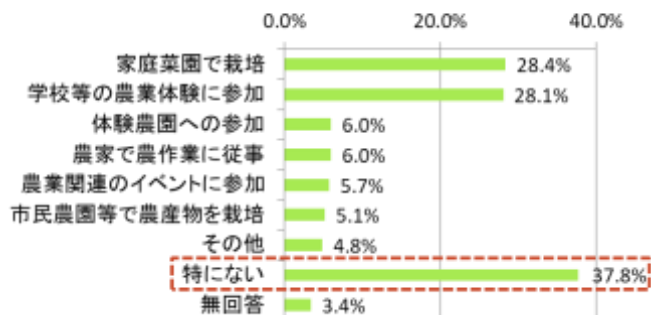


<農業産出額の推移>

農業産出額は、2014年53.9億円から2016年64.4億円と増加しています。



農業との関わりや経験について (n=352)



<市民における「農業」との関わり>

市民の農業との関わりや経験については、「特にない」が、37.8%となっており、農業と関わる機会が少ない状況です。

■ 松戸市の農業の課題

本計画の策定にあたり、統計調査、農業者・市民アンケート調査、ヒアリング調査、推進委員会での検討を踏まえて、今後の課題を整理しました。

<課題① 担い手の減少と労働力不足への対応>

総農家数が減少し、担い手が高齢化しており、担い手の減少が問題となっています。地域の農業を牽引する意欲と能力のある担い手を育成するとともに、新規就農者の確保と定着化が課題となります。

<課題② 農地面積の減少への対応>

経営耕地面積が減少し、耕作放棄地が増加しており、農地の減少が問題となっています。農地の利用促進や、農地保全に関する法律の周知や各種制度の活用、都市農地の多様な機能の発揮が課題となります。

<課題③ 農産物価格低迷等による経営環境の悪化への対応>

市場での販売競争が激化しており、農産物価格の低迷や生産コストの増加が問題となっています。地産地消の推進や農産物のブランド化等、農産物の販売における優位性の強化が課題となります。

<課題④ 農業と市民との関係性の希薄化への対応>

市民の農業との関わりが希薄化しており、市民が農業を理解する機会の減少が問題となっています。農業を理解する機会の提供や都市農地の多様な機能の発揮が課題となります。

3 基本理念と基本方針

■ 基本理念

次代につなぐ、人、まち、農業

農業を通じて「農業者と市民」、「市民と市民」をつなぐことができれば、農業が地域のつながりを生む場となっていきます。市民同士のつながりを生むことは、生活満足度の向上や街の活性化に貢献することができ、農のある街を、次世代に引き継いでいく魅力に溢れた松戸市を実現することができます。

農業が安定した経営を営み魅力ある産業として成り立ち、市民から「松戸の農業」として応援される存在となるように、農業振興に取り組んでいきます。

■ 基本方針

基本理念を基に、農業が安定した経営を営み魅力ある産業として成り立ち、市民から応援される農業を実現するための基本方針を、以下4つとします。

<松戸市の農業振興における4つの基本方針>

- | | |
|-------|----------------|
| 基本方針1 | 農業者の確保と育成 |
| 基本方針2 | 都市農地の保全 |
| 基本方針3 | 都市農業としての販売力の強化 |
| 基本方針4 | 都市農業の多様な機能の推進 |

基本理念

次代につなぐ、人、まち、農業

基本方針

基本方針1 農業者の確保と育成

地域の農業を牽引する意欲と能力のある人材を確保・育成するとともに、農業後継者や新規就農者に対し、就農促進と定着化を図るための支援体制の充実と、就農しやすい環境の整備を図り、担い手の育成を推進します。そして、次世代の農業を担う若い担い手農業者や、新規就農者が希望をもって取り組める高所得農業を目指し、農業生産性の向上と経営の改善を図ります。

基本方針2 都市農地の保全

市街化調整区域内農地では、遊休農地の解消を図り、意欲的な農業者に対して、農業委員及び農地利用最適化推進委員と連携し、農地銀行を活用することで、農地の利用集積を推進します。特に、市内の農地で、まとまって存在する農地の転用については、本市関係計画と連携を図り、慎重に検討する必要があります。市街化区域内農地については、生産緑地法の改正や、都市農業の貸借の円滑化に関する法律により、生産緑地制度がこれまで以上に都市農地保全のための有効な手段となっていることを踏まえ、生産緑地制度の活用による都市農地の保全に努めます。

基本方針3 都市農業としての販売力の強化

都市農業の役割である新鮮な農産物の供給のための地産地消、農業者が優位に生産物の販売ができるようにブランド化を推進するほか、安定的な経営を実現させるために、販路の多角化を推進していきます。

基本方針4 都市農業の多様な機能の推進

都市農業振興基本法が制定され、都市農地の多様な機能を発揮することが求められています。これまで実施してきた、環境にやさしい農業の推進について理解を得ていくとともに、都市農地の多様な機能の発揮を推進していきます。

施策	主な取組み
(1) 担い手の育成	①地域の意欲的農業者をサポートする体制の整備 ②農業後継者の配偶者・新規就農者の創出 ③経営改善支援 ④法人化の支援
(2) 農業の充実	①野菜・果樹産地育成強化 ②施設園芸産地育成強化 ③鳥獣被害防止対策
(1) 農地の利用促進	①農地の流動化・集積の促進 ②農地パトロール事業 ③農業関連法律及び税制等制度の情報提供
(2) 生産緑地制度の活用	①生産緑地地区の指定 ②特定生産緑地の指定 ③都市農地の貸借円滑化
(3) 環境にやさしい農業の推進	①総合防除の推進 ②土づくりの推進 ③農業生産環境整備の推進
(1) 地産地消の推進	①食育の推進 ②学校との連携 ③松戸産農産物のPR
(2) 農産物のブランド化	①安全・安心な農産物の生産 ②農業イベントの実施 ③販路の多角化
(1) 都市住民の農業への理解の醸成	①近隣住民との交流 ②都市農業・農地の大切さの啓発 ③市民との連携
(2) 都市農地の多様な機能の発揮	①市民農園の利用 ②福祉事業との連携【新規】 ③災害時の防災機能【新規】

5 松戸市都市農業振興計画の推進

■ 推進体制

農業者・市民・とうかつ中央農業協同組合・松戸市等がお互いの役割を果たしながら連携して、本計画を推進し都市農業の振興を図ります。

主体	役割
農業者	<ul style="list-style-type: none"> ○環境にやさしい農業を推進し、安全・安心な農産物の供給 ○農産物のPRや食育の推進 ○市民が農とふれあう場の提供 ○市民の営農への理解促進
市民	<ul style="list-style-type: none"> ○松戸産農産物の購入、直売所や観光農園の利用 ○農業イベント、農作業体験へ積極的な参加による農業への理解 ○松戸産農産物の使用による食育の推進 ○農業の理解を深め、農地保全への取組みの支援
関係団体	<ul style="list-style-type: none"> ○営農技術指導や農業経営改善の取組みの支援 ○担い手等農業人材の育成 ○松戸産農産物の積極的な利用による地産地消の推進
市	<ul style="list-style-type: none"> ○計画の推進と進捗管理 ○農業後継者の確保と育成 ○松戸産農産物のPR活動 ○地産地消とブランド化の推進 ○都市農業に対する市民への理解の醸成

■ 推進状況の確認

本計画の進行状況を管理するために、農業振興分野のみならず、都市計画、環境、福祉、教育、防災など各分野の個別計画、実施事業と相互に連携することが必要であることから、庁内関係部署において、本計画の進行状況を報告し、達成状況を評価・検証、5年後に計画の見直しを行います。

松戸市都市農業振興計画

発行 2019年（平成31年）3月
 編集・発行 松戸市
 松戸市経済振興部農政課
 〒271-8588 千葉県松戸市根本 387番地の5
 T E L 047-366-7328
 F A X 047-366-1165
 メー ル mcnousei@city.matsudo.chiba.jp
 ホームページ <https://www.city.matsudo.chiba.jp/>